

防犯カメラの管理運用基準

改正 平成30年4月1日

改正 平成31年4月1日

改正 令和元年9月1日

(趣旨)

第1条 この基準は、河内長野都市開発株式会社（以下「当社」という）がノバティながの駐車場内に設置する防犯カメラ及びこれにより撮影された画像の管理並びに運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 防犯カメラの設置は、ノバティながの駐車場における犯罪の防止や不正利用者の特定を目的とする。

(設置箇所)

第3条 防犯カメラの設置場所は、次のとおりとする。

| | | | |
|---|-----------------|----|-----|
| ア | ノバティながの南館立体駐車場 | 入口 | 1ヶ所 |
| イ | ノバティながの南館立体駐車場 | 出口 | 1ヶ所 |
| ウ | ノバティながの南館立体駐車場 | 2階 | 2ヶ所 |
| エ | ノバティながの南館立体駐車場 | 3階 | 2ヶ所 |
| オ | ノバティながの南館立体駐車場 | 4階 | 2ヶ所 |
| カ | ノバティながの第2平面駐車場 | 入口 | 1ヶ所 |
| キ | ノバティながの第2平面駐車場 | 出口 | 1ヶ所 |
| ク | ノバティながの北館横駐輪場附近 | | 6ヶ所 |

(管理責任者)

第4条 防犯カメラの管理、運用を適正に行うため、防犯カメラの管理責任者を置き、当社の事業部長をもって充てる。

(画像の利用、提供制限)

第5条 次の場合を除き、画像を目的以外に利用し、または、他者に閲覧をさせてはならないものとする。

- ア 法令に基づく場合
- イ 捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合
- ウ 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ない理由があるとき

(閲覧様式)

第6条 画像を閲覧しようとする者は、別に定める閲覧申請書又は、これに記載する同等の内容が書かれた書類を事前に当社に申請し許可を得るものとする。

(苦情処理)

第7条 苦情や問い合わせは、管理責任者が誠実かつ迅速に対応するものとする。

令和 元年 9月 1日

河内長野都市開発株式会社

捜査等に係る防犯カメラ録画モニター閲覧申請書

河内長野都市開発株式会社 様

請求者
所属警察署 印
請求者 所属
氏名 印

下記要領で貴社管理の防犯カメラ録画モニターの閲覧を申請します。
なお、閲覧により使用した映像は、下記以外には使用いたしません。
ただし、報道機関その他に公表する場合は、別途事前に申請し許可を得てからとします。

記

- 請求年月日 令和 年 月 日
- 閲覧目的 ○ 加害者特定捜査のため ()
○ その他 ()
- 閲覧モニターの特定
録画日時 令和 年 月 日 時から 時の録画モニター
録画場所 _____ に設置のカメラ録画
- 閲覧日時 令和 年 月 日 () 時 分から 時 分迄
- 閲覧場所 _____

| |
|------------------------------------|
| 事務処理 |
| 1. 受付日時 令和 年 月 日 時 分 |
| 2. 受理者氏名 |
| 3. 記載内容のチェック |
| 4. 請求者の確認 |
| 所属警察署の記入があるか。 |
| 警察署の押印はあるか。無ければ警察官の身分証明書の提示と確認をする。 |
| 請求警察官の署名と押印はあるか。 |